

特定建設作業一覧

	特定建設作業の種類	届出の区分		注意点等	根拠となる法令等
		騒音規制法	県条例		
騒音の特定建設作業	くい打機又はくい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く)	①	-	「アースオーガと併用でくい打機を使用しない場合」	法に関するもの ・騒音規制法施行令 第二条 ・騒音規制法施行令 別表第二(第二条関係) 県条例に関するもの 県条例施行規則 第16条 県条例施行規則 別表第9(第16条関係) ※芦屋市独自の届出対象は無い。
	びょう打機を使用する作業	-	①	「アースオーガと併用でくい打機を使用する場合」	
	びょう打機を使用する作業	②	2	-	
	削岩機を使用する作業	③	3	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えないものに限る	
	空気圧縮機を使用する作業 (削岩機の動力として使用するものを除く)	④	4	・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の出力が15kW以上のものに限る	
	コンクリートプラントを設けて行う作業 アスファルトプラントを設けて行う作業 (モルタル製造作業を除く)	⑤	5	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る	
	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	⑥	⑥	・左記の機材を使用する場合、すべて法または県条例による届出対象 ・掘削作業以外の作業(建材の運搬等)で使用する場合も届出対象	
	i. バックホウを使用する作業	⑥ 定格出力が80kW以上の場合			
	ii. トラクターショベルを使用する作業	⑦ 定格出力が70kW以上の場合			
	iii. ブルドーザーを使用する作業	⑧ 定格出力が40kW以上の場合			
iv. 上記以外の掘削機械	-				
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業 動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	-	⑦	県条例独自の規制対象		

備考

- 1 県条例: 兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」
- 2 「届出の区分」記載の数字に関して
 - ・対応する「別表」に記載された数字と同じ
 - ・○数字のある区分での届出が必要

特定建設作業一覧

振動の特定建設作業	特定建設作業の種類	届出の区分		注意点等	根拠となる法令等
		振動規制法	県条例		
	くい打機, くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	①	1	・もんけん, 圧入式くい抜機, 油圧式くい抜機, 圧入式くい打くい抜機を除く	法に関するもの ・振動規制法施行令 第二条 ・振動規制法施行令 別表第二(第二条関係) 県条例に関するもの ・県条例施行規則 第16条 ・県条例施行規則 別表第10(第16条関係) ※芦屋市独自の届出対象は無い。
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	2	-	
	舗装版破碎機を使用する作業	③	3	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えないものに限る	
	プレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く)	④	4		

備考

- 1 県条例: 兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」
- 2 「届出の区分」記載の数字に関して
 - ・対応する「別表」に記された数字と同じ
 - ・○数字のある区分での届出が必要